

中世前期の近江国一宮建部社

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上杉, 和彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1519

中世前期の近江国一宮建部社

上杉和彦

要旨 東京大学史料編纂所所蔵『長元長暦長久寛徳等度改元勘文』には、従来ほとんど実像が知られなかった古代から中世前期にかけての近江国一宮建部社に関する貴重な文書群が存在している。本稿は、その内容の紹介及び関連する若干のコメントを試みることで、主として中世前期を対象とする近江国一宮建部社の沿革を考察し、中世諸国一宮制研究ならびに中世の近江国地域史研究のための新たな素材を提示することを目的とするものである。

考察の結果、伝統的社格を保持しつつも、同じ国に巨大神社権門日吉社を有することで強い制約を受けた近江国一宮の状況が、古代から中世前期の具体的歴史展開の中で、かなりの程度明らかになり、畿内に接する地にして交通の要衝にあたり、朝廷財政の重要な基盤であった近江国の一宮固有の特質を示すことができた。

キーワード…建部社、日吉社、近江国、一宮、中世一宮制

はじめに

東京大学史料編纂所所蔵『長元長暦長久寛徳等度改元勘文』(以下、単に『勘文』と称する)の紙背には、従来ほとんど実像が知られなかった古代から中世前期にかけての近江国一宮建部社に関する貴重な文書

群(以下、単に『紙背文書』と称する)が存在している。本稿は、その内容の紹介及び関連する若干のコメントを試みることで、主として中世前期を対象とする近江国一宮建部社の沿革を考察し、中世一宮研究ならびに中世の近江国地域史研究のための新たな素材を提示することを目的とするものである。

一 史料の提示

『勘文』は、長元・長曆・長久・寛徳各年号の改元記録抜書といえるもので、『左経記』・『小右記』・『不知記』より、改元勘文及びその関連記事を抄出している。筆者については、東大史料編纂所が本史料を購入した際すでに、広橋兼宣であろうという指摘がなされていたが、さらに奥書の「明德五年六月以菅相公秀長本書写之了」という記述が参考となる。明德五年（一三九四）は七月五日に応永に改元されるが、『兼宣公記』同年七月四日条によれば、広橋兼宣（この時、右中弁・文章博士）は、参議右大弁裏松重光の許に招かれ、翌日の改元定に向けた諮問を受けている。兼宣は、あらかじめ文章道の先達菅原秀長より改元に関する先例史料を入手し、改元行事に備えていたのであろう。従ってこの『勘文』は、本来『広橋家記録』中の一点として伝存すべきものが、流出したと考えて良いと思われる。

和彦 上杉

さて『紙背文書』は、以下の六点の文書を含んでいる。

- ① 元亨三年（一三三三）八月六日官宣旨案
 - ② 元亨三年（一三三三）九月十八日近江国宣案
 - ③ 貞治二年（一三六三）閏正月十七日後光厳天皇綸旨案
 - ④ （貞治二年）閏正月二十三日將軍足利義詮御内書案
 - ⑤ 建武三年（一三三六）十一月一日保司宗舜等契状案
 - ⑥ 貞治四年（一三六五）三月二十七日祝・祢宜和与起請文案
- 次に、それぞれの釈文を示す（改行部分をカギ括弧で示した）。

〔第一号文書〕

（朱書残画アリ）

左弁官下建部社

應日吉并当社致中分管領近江国健部庄事

右、得_(朱、下同)宗舜三月日解状、備、当社権現者、宝龜年中訖、大夫直峯

云、一州地主之靈告四所廟地之推迹国家衛護之誓勇猛之故、自号

建部社、江符鎮坐之基勝絶之故、奉崇第一宮、因茲、社壇之造

替者、忝下紫泥之詔而施官使之、公俸、祠官之懇懷者、兼祈柳宮

之運而預武將之賢札、公家武家之崇敬不違羅縷、就中、為国

司之恒例貢地主之、明德、一任一度寄四町六段大之封戸、擬神事

之要脚、而任重年積之間、国領悉依可成神領、大治三年停止

散在神領保田、永以神崎郷為一円神領、院用米參佰石進公

家之外、更無他役之處、去元曆年中、以彼院用米依被宛日

吉長日御供料足、日吉祢宜_(成仲、下同)成宿祢寄事於院用米、猥妨庄務之

間、当社祠官等類就訴申、文治二年被下院宣云、日吉社御供

料者院用米分也、而背状庄務執行之条、不可_叶觀慮、庄田各可

相二分半_{云々}、雖_レ然仲成、餘胤背本願之叡情、致自由押領之間、

健部社齋訴連綿而不絶、適雖達上聞、日吉社神主成久或申乱子

細於縦横、或誘取_レ庄状於祠官等、掠上乱下之企不可_レ勝解者也、

爰宗舜為当社保司職、且守承前之旧例、且任正和之勅裁状、納

神用取_レ繼神事、隨分之忠功勤而累年、祭礼之衰微嘆而涉日之処、

成久去年六月称預当庄一円勅裁、郷々狭少之神用猶以及違乱之

問、粗勒_二在状、就_レ経_二奏聞、度々召_二決記録所、被_レ尋_二究兩方理非之刻、成久好_一計悉以露頭、去年十月二日被_レ成_二勅裁_一云、当国建部庄一本号神崎郷事、大治国司寄_二付一宮_一以来、彼社為_二管_一領地歟、而元曆以_二当庄院用米被_レ寄_二日吉社長日御供料_一足、依_レ之兩社所務互錯乱_{云々}、温_二其根元、為_二一宮一円_一旧領_二之趣、保司宗舜所_一訴申雖_レ非_レ無_レ謂、兩社可_二中分知_一行之由、文治二年院宣有_二所見_一之、其趣相互令_二中分領_一掌可_レ全_二神事_一云々、而成久猶貽_二所存_一、任_二眞組成仲宿祢請_一文、可_レ切_二渡捌拾伍町玖段之旨就_レ令_二申_一、同十三日重被_レ召_レ決_一記録所之處、宗舜捧_二元永国司外題状并元永檢田目録等_一、当庄以往田數者、捌拾伍町玖段則半分員數也、文_一治二年折中之勅裁同三年成仲請文非_二相違_一之上者、田_一數之多少隨_二時雖_レ有_二増減、折中之蹤跡古今不可_レ違失_一之旨依_レ申披、早任先日御沙汰、兩社相談一庄悉可_二相分_一之由、重_レ被_二仰下_一之間、兩方遂_二談合_一、既令_二中_一分一庄畢、而当社重事_一者神用与造管也、如_二旧規者、仰_二官使_一雖_レ有_二管作_一、依_レ存_二公平_一、保司社司成_二談合_一、建部社方郷々内以_二野村郷・木_一流郷・貞包名_一上没官領_二田地等_一、為_二月次日次神用料_一足、以_二山本郷・息村郷・北囉郷・同別納_一上没官領_二寄檢_一非違使田等、擬_二新造修造管作料足_一、云_二神用_一云_二造管_一、永_一為_二無_レ陵怠_一專所_二定領_一掌也、望請_二天裁_一、被_レ下_二嚴密_一鳳詔將來之龜鑑者、權中納言源朝臣顯実宣、奉_レ勅、依_レ請者、祢宜承知、宣行之、

元亨三年八月六日
大史小槻宿祢_(千恩判)

右少弁藤原朝臣_(高倉經朝判)

〔第一号文書〕
_(朱書)
〔国司施行案〕

近江国建部庄中分管領事、宣旨如此、可_レ令_二存知_一給_二之由、国宣所_一候也、仍執達如_レ件、

元亨三年九月十八日

前撰津守判

月藏坊石見阿闍梨御房

〔第三号文書〕

_(朱書)
〔繪旨案〕

近江国建部下庄事、去年十一月二日所_レ被_レ下_二勢多祢宜_一氏清_一繪旨所_一被_二召返_一也、可_レ被_二存知_一之旨、天氣如此、悉_レ之、以状、

貞治二
後正月十七日

治部大輔判

————— (紙繼目、下同) —————

円春法印御房

〔第四号文書〕

_(朱書)
〔將軍家御書案〕

円春法印申江州建部下庄事、去十七日被_レ下_二繪旨_一之上者、可_レ被_レ沙汰居彼代官於下地、不可_レ有_二等閑_一候、謹言、

_(足利義隆)
將軍家判

後正月廿三日

佐々木判官入道殿

〔第五号文書〕

_(朱書)
〔保司社司契約状案〕

契約 近江国建部下庄条々

一 神用事

此条、当三元亨折中之時、於神用者、自保司以二百石可渡社家、由雖載契約、一庄可増斗代之旨有、其沙汰之間、三方各可爲二百石之旨申定畢、但百石内毎年拾石以上爲社頭造營可撰置庄家者也、

一 所務檢断事

此条、任先例可爲保司進止者也、

一 文書事

此条、代々勅裁并社中地下文書等、有社家所持、有保司所帶、各随所尋可出对之、更不可有拘惜者也、

上杉 和彦

右条々、

建武三年十一月一日

祢宜清綱判

祝有致判

神主貞致判

保司宗舜判

〔第六号文書〕

〔和与？？〕

契約 近江国建部社領建部下庄事

一 神用事

此条、爲二百石下地社家管領之上者、不可違先規者也、

一 造管事

此条、毎年擬百石足、不無論干水、年々遂結解可被其沙汰、但於彼料足者、自他不可有自專、

一 御油万石人夫以下事

此条、任先規可被致其沙汰者也

右、当庄事、此兩三年雖及不慮之訴陳、爲社頭興行成和儀、每事任道理可加談合之間、自他永所止上訴也、且以此趣兩方申賜和与之、勅裁、可備後証者也、然上者和与以前事、雖爲何事不可及沙汰、向後又不可違右条々者也、將又就當庄事不慮之煩出来之時者、不諭公私、社司保司可致同心合力、但乍成此和与存異心、寄事於左右、或及上訴、或妨下地者、不可能神用下地管領、且爲子々孫々背此約者、可爲不孝之輩也、此旨爲申者、

貞治四年三月廿七日

祝？？？判

祢宜？？？判

以上のように、『紙背文書』の内容が、建部社及び同社領近江国建部庄に関するものであることは、一見して知られよう。そこで次に、従来の近江国一宮建部社及び同国建部庄に関する知見がどのようなものであったかを、整理してみたい。

二 建部社・建部荘に関する従来の知見

建部社については、信頼に足る文献としてまず『日本三代実録』により、貞観二年（八六〇）三月一日に官社となり、同五年（八六三）六月八日に従五位下の神位を授与され、さらに同十年（八六八）七月十一日従四位下に昇位したことが知られる。『扶桑略記』裏書によれば、神位は延喜元年（九〇一）四月十三日に正四位下から従三位に昇位されている。『延喜式神名帳』では名神大社として列せられ、『日本紀略』応和二年（九六二）六月九日条には、正三位の神位授与の記事が見える。

神社の創建に関しては、『神縁年録』等の社伝の語る内容を見ると、孝安天皇三十四年壬戌年四月庚午日に近江国「神崎郡建部郷千草嶽」に降臨した神を、景行天皇四十六年丙辰年四月庚午日、「日本武尊之御子」建部稻依別王命が「神勅」により同郡「建部郷」に創建した宮に祭つたのに始まり、その後天武天皇「白鳳四年」乙亥年（六七五）、建部連安磨等により、栗太郡勢多郡の地すなわち現在の位置へ移されたことになっている。なお、社の所在地は、近江国府の西約一キロに近接し、古代官道（東海道）の北側にあたる（図1参照）。祭神は日本武尊であるが、『大日本国一宮記』には「大己貴命」とあり、また『兼熙番神註』には一説として「天明玉命」とされるように異説もある。社伝類を除けば、平安鎌倉期の建部社に関する史料は極めて乏しい。まず一つは、いわゆる「永万文書」と呼ばれる永万元年（一一六五）

六月日神祇官諸社年貢注文⁽⁸⁾において、神祇官に対し、粟二百束と葛蒲を進納する神社として見える。また、『保元物語』では配流地に向かう源頼朝が立ち寄った神社として見え、さらに『源平盛衰記』では、治承・寿永の乱の際に、源（木曾）義仲の軍が陣取った地として、^(近江国)「当国ノ一宮建部ノ社」が見える。ちなみに、従来これが建部社を近江国一宮とする史料の初見とされてきたものである。これ以外に文書史料として次のようなものがある。

〔史料A〕

建部社神官庄司等解 申進 申文事

請^レ殊蒙^ニ 恩裁^ハ、任^ニ先例^ニ被^レ致^ニ御沙汰^ハ、被^レ停止^ニ大番舍人等耕

作^ノ□^下居^ニ庄内^ニ、募^ニ權威^ニ、不^レ恐^ニ神慮^ニ、背^ニ度度^ニ 殿□政所御

下文并永曆元年 院宣、对^ニ捍所当^ニ、不^レ勤^ニ仕田率在家等 雜事^ニ愁

状、

言上二箇条

（以下略、後欠）

これは、陽明文庫所蔵『兵範記』仁安二年夏巻紙背に収められた建部社神官庄司解⁽⁹⁾であり、建部社領荘園に居住する大番舍人が摂関家の權威をたてて荘園賦課を忌避する状況を訴えたものである。訴えた相手は摂政松殿基房かと推察されるが、この荘園がどこに所在するかは具体的にこれまで特定されてこなかった。一方、建部荘なる荘園の初見史料は次のものである。

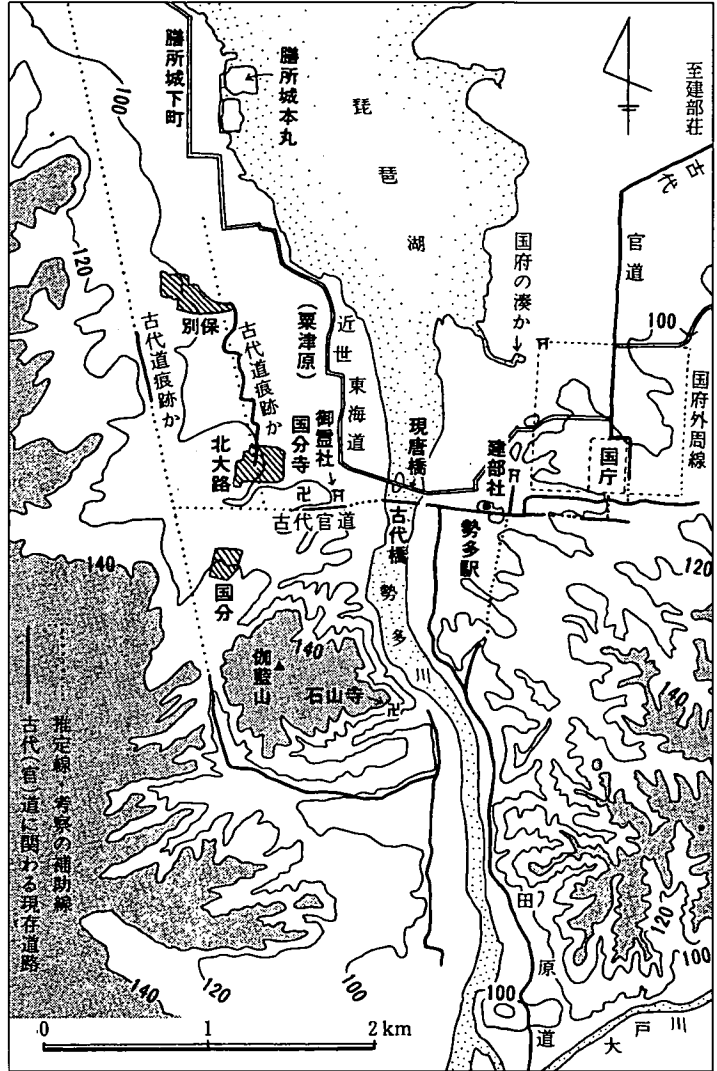


図1 近江国一宮建部社周辺図

足利健亮「勢多橋と古代官道」(小笠原好彦編『勢多唐橋』六興出版) 131頁所収の図を転載

可_レ令_レ停止件寄宿狼藉、若背_二此旨_一、有_レ下_レ令_レ違背_一之輩者、髓注_二交名_一、可_レ令_レ言上_一状如件、以下、
 文治二年閏七月廿九日
 これは、近江国建部社における武士の寄宿狼藉の停止を命じた源頼朝下文であるが、ここに建部荘が日吉社領であると記されている。そのため従来の地方史・荘園索引・地名事典の類のほとんどにおいて、中世前期の建部荘は日吉社の荘園であると叙述されてきたのである。他にも日吉社関係史料の中に建部荘の名が見えるものがあるが、それについては後述する。

(6)

〔史料B〕

(源頼朝
花押)

下 近江国建部庄住人

可_レ令_レ早停止_二往還武士寄宿間狼藉事

右 件所者、日吉社領之由云々、而往還之武士寄宿之間、或放_二入乘馬_一、

或_レ茹_二取作田_一、加号_二之_一「粮料」、押_二取御供米_一之旨、有_レ其聞、自今以後、

に第一号文書)は、『近江国輿地志略』の中で建部荘に対し「是古昔

建部神社の神領也、故に今に建部荘と号すと云」と記されたのを例外

に、従来十分に言及されることのなかった「建部社領建部荘」の姿を

初めて浮かび上がらせた極めて重要な史料なのである。

ただし最近になって、『紙背文書』の内容に基づいた建部社領建部

荘の沿革の叙述が、『五個荘町史 第一巻古代・中世』の中でなされ

ており¹³⁾、さらに第一号文書の一部が『大日本史料』第三篇二十三永永年間雜載「檢注」条に収載済みであるため、本稿は厳密な意味での新史料の紹介とはならない。だが、『紙背文書』全体の紹介は未だ行われておらず¹⁴⁾、また『五個荘町史 第一巻古代・中世』の記述にも十分な点があるため、関連史料との比較検討とともに、ここにあらためてその内容の紹介を試みることにしたい。

三 古代・中世前期における

近江国建部社領建部荘の沿革

(一) 第一・二号文書の内容

第一号文書は、近江国建部荘の日吉社・建部社による中分を命ずる建部社宛官宣旨であり、第二号文書はそれを遵行した近江国国宣である(宛所の「月蔵房石見阿闍梨」については後述)。第一号文書の官宣旨は、宗舜解状の申請に対する後醍醐天皇の主導する朝廷の認可を前提としたもので、その大部分が宗舜解状の引用に充てられている。そしてこの解状に、中世前期の近江国建部社領建部荘の沿革に関する貴重な記述が含まれているのである。記述はおおむね時系列に沿っており、以下、その語るところをまとめてみよう。

* 宝龜年中(七七〇〜七八〇)に「大夫直峯」への神託に基づき近江国「第一宮」建部社が成立する。

* 近江国司が一任一度の「封戸」四町六段大を寄せ、「神事之要脚」となす。

* 元永年間(一一一八〜一一二〇)に建部社領を含む近江国司の檢田が行われる。

* 大治三年(一一二八)散在神領保田を止め、永く神崎郷が一円神領とされ、公家へ進上する院用米三〇〇石以外の賦課が免除される(近江守藤原宗兼による所領寄進。建部社領建部荘の成立)。

* 元暦年中(一一八四〜一一八五)、院用米が日吉社長日御供料足に宛てられる。そのことを契機に日吉社神主成仲が荘務を妨げたため、建部社祠官が訴えを起こす。

* 文治二年(一一八六)後白河院宣により、日吉社の荘務執行は叡慮に背くことを確認しつつも、日吉社・建部社による建部荘中分が命じられる(日吉社領建部荘の成立)。

* 成仲の子孫、神主成久の押妨行為が続く。

* 建部社保司職宗舜、「承前之旧例」と「正和之勅裁状」を守り、神事の「忠功」をなす。

* 成久、元亨二年(一一三二)六月「当庄一円勅裁」を賜ると称し、違反をなす。建部社の訴えにより記録所での沙汰が行われる。

* 元亨二年(一一三二)十月二日、宗舜の主張に理ありとした上で、文治二年後白河院宣による中分裁定を確認する後醍醐の勅裁が出される。

* 成久、文治三年(一一八七)成仲請文に任せて、八五町九段の切り渡しを要求する。

* 元亨二年(一一三二)十月十三日、記録所での再度の沙汰がなさ

れる。宗舜は、「元永国司外題」・「元永検田目録」を提出し、建部荘田数の半分が八五町九段であることを主張する。その結果、中分裁定が確認され、日吉社・建部社双方の談合により建部荘中分がなされる。

* 建部社領建部荘について、保司と社司の談合がなされ、神用分として「野村郷・木流郷・貞包名・上没官領内田地」、造官分として「山本郷・息村郷・北（小か）幡郷（及び同別納）・上没官領・寄検非違使田」を宛てることが確認される。

以上が、第一号文書の内容より知られる古代から中世前期にかけての建部社領建部荘の沿革である。ここより、これまで全く知られなかった立荘の経緯や、日吉社と建部社の争論の性格、あるいは建部社領建部荘と日吉社領建部荘の関係等が読み取れることとなるのである。しかし、これはあくまで訴訟における一方当事者の主張であり、そのまま信頼するのみでは不十分である。そこで、宗舜解状の内容を他史料との比較検討によって批判的に吟味し、あわせてその歴史の意味について若干のコメントを試みてみたい。

(二) 宗舜解状の史料批判

① 神社創建の経緯

まず、宝龜年間に、建部社が現在の位置すなわち栗太郡に近江国「第一宮」として創建されたとする記述について考えたい。『神縁年録』等の神社創建記事は、むろん額面通り受け取れるものではない。たと

えば現在の建部社が当初「神崎郡建部郷千草嶽」にあったという記述に関しては、「建部郷」なる郷名が史料上一切確認されないことなどから疑問視すべきであり、同地に建部荘が存在する事実からの付会と考えるべきであろう。同地で開発を展開した豪族の崇敬する神社の存在を想定した見解も存在するが、本稿では、建部社は、元来勢多（瀬田）の地を根拠とした豪族建部君の崇敬した社が、近江国衙との地理的關係から、同国「第一宮」（むろんこれがそのまま中世的一宮を意味するものではないが）の地位を得たとする『式内社調査報告』の推定¹⁷⁾を支持したい。第一号文書の内容は、この推定と矛盾しないものとして良いだろう。いずれにしても、社伝系史料とは全く異質な神社創建記事としての貴重性は否定しえないであろう。

次に、宝龜年間の意味について少し考えてみたい。筆者は律令国家の神社統制の問題には全く不案内なので、あるいは外的愚考となるかも知れないが、同時期の創建は、単に近江一國の問題ではなく、全国的な政策のレベルから説明が可能なのではないか。具体的にいうならば、宝龜七年（七七六）四月十二日に発せられた、諸國に神祇祭祀と神社修造を督励する勅¹⁸⁾との関連を指摘できるのではないか、ということである。諸國の事例を検討する必要があるが、一つの想定として提示しておきたい。¹⁹⁾

② 元永年間の国司検田と大治三年の建部荘成立

建部社の所領経営が、受領に大きく依存していたことを如実に示す記述である。検田の主体であるが、元永年間の近江守には、藤原経忠

と高階重仲の二人がいる。経忠は、永久三年（一一一五）八月十三日に任じられ、元永二年（一一一九）に去り、同年七月三十日に重仲が任じられている。国司初任検注であるとすれば、重仲が該当すると見るべきであろうか。

次に近江守藤原宗兼による大治三年（一一二八）の「一円神領」寄進（Ⅱ建部荘の成立）であるが、彼と建部社との特別の関係を示す史料は現在見い出せていない。強いてその政策的背景を指摘するとすれば、前年の大治二年（一一二七）五月十九日の荘園整理令の存在があげられ、この整理令を根拠として、近江国で受領による国内田地の把握がなされ、その結果として建部社領建部荘が成立したとする理解が可能かもしれない。

③ 文治二年の二分裁定

後白河院による上分寄進行為と近江国という地理条件から、建部社領建部荘は日吉社の介入を受けることとなったが、それによる紛争の解決策として、文治二年（一一八六）後白河院により同荘の両社中分が命じられた。ここに日吉社領建部社が出現することとなった。日吉社方の史料である『日吉社神役年中行事』には、「建部庄日供領寿永二年七月廿六日院宣後白河院」という記述が見られるが、寿永二年（一一八三）段階で「日供領」という上分米に通ずる表現がなされたのは、その段階でいまだ下地領有が確定していなかったからであると思われ、第一号文書と整合的である。また、（史料B）の文治二年源頼朝下文に見える「件所（Ⅱ建部荘）者、日吉社領之由云々」なる伝

聞的記述も、この後白河の裁定を反映したものでなかったか。後に示すように、建部荘の荘域は、正に東国と京を結ぶ往還路の要衝にあり、鎌倉方武士の寄宿が日常化し、狼藉行為が頻発したことは想像に難くない。頼朝は、建部荘に日吉社の領主権が成立したことを知り、同社を憚る格別の指令を発したのではなかったか。当該期の公武交渉の内実からさらに検討を加えるべき問題であるが、従来より知られていた日吉社領建部荘の成立について、極めて信頼に足る材料が得られたものと評価できるだろう。

④ 日吉社神主成仲と成久

建部社領建部荘への日吉社側押領主体として現れる成仲と成久は、日吉社社司祝部氏で、『日吉社司祝部系図』から「成仲—允成—成茂—成賢—成良—成久」という世系が確認できる。成仲は歌人としても著名であるが、所領開発の展開によって、日吉社の物質的基盤構築に大きな役割を果たした人物である。建部社にとってかけがえのない建部荘も、彼等の所領拡大行為の対象とされたのである。

⑤ 宗舜について

建部社領建部荘の「保司」として荘園経営を請負い、鎌倉後期の訴訟で日吉社とわたりあった宗舜とは一体何者であるか。まず、次の文書に見える宗舜が同一人物であることを推定したい。

〔史料C〕

宗舜為能茂之子孫、致奉公之間、定叶先皇之哀情一歎、仍鳥羽上庄預所職、永所宛仰也、故染筆之上者、遺弟不可違此旨、為

後重所_ニ仰置也、不_レ離_ニ 当下_一、弥尽_ニ無_ニ之忠_一、成_ニ水乳之恩_一、增可_レ專_ニ 故院之御菩提_一状如_レ件、

正和三年八月七日

(伏見上皇)
(花押)

これは、宗舜に後鳥羽院御影堂領近江国鳥羽上荘の預所職を与えた伏見上皇書状である。正和三年(一一三二)という時期に近江国の荘園所職を得た人物を、鎌倉後期の建部荘保司と関連づける想定は一応妥当なものといえよう。この推定を前提にすると、第一号文書に見える宗舜の賜った「正和之勅裁状」も〔史料C〕と同質の文書であったことが見えてくる。では、宗舜の父祖とされる能茂とはだれであろうか。

荘園の領有関係から考えて、能茂とは、後鳥羽院の近臣藤原能茂(医王丸)を指すことは明らかである。能茂は後鳥羽の北面を勤めた武士であり、「隱岐に流される後鳥羽上皇と行動を共にするなど、後鳥羽上皇に最も近い人物の一人」であった。鎌倉後期の建部社は、後鳥羽に近侍した者の子孫の力を得て、所領経営の維持を果たそうとしたのであり、実際に後醍醐天皇前期親政期の朝廷訴訟で日吉社と渡り合い、中分裁定を勝ち取るという重要な成果を宗舜はもたらしたのである。宗舜の人物比定に関しては、さらに考察の余地が残されているが、彼の出自は、第一号文書が発された背景にも大きな関わりがあると思われる、その点については本章第四節であらためて論じることとしたい。

⑥ 建部荘の荘域をめぐる

第一号文書の荘園中分に関する記述は、建部荘(特に建部社の領有

分)の荘域に関する誠に貴重な知見を提供するものである。まず、郷名で記されたものについて検討する。先述の『近江国輿地志略』は、建部荘の荘域について以下のように記している。

建部荘 新堂村・三俣村・山本村・野村・奥村・木流村・平坂村・中村・南村・北村・上日吉村・瓦屋寺村・浜野村・境村・八日市場村、以上十五村を云、是古昔建部神社の神領也、故に今に建部荘と号すと云、

ここでは、第一号文書に記載された郷名と一致する村名四つに傍線を付した(「奥」は「息」の別表記であろう)。それぞれの村の所在地を現在の地図で示すと図2のようになるが、内三つは現在の滋賀県五個荘町域に属し、一円化された荘域の様子が良く読みとれよう。ちなみに、近接する村である「三俣」は、後述する室町期の建部社領建部荘内の郷名として見えるものである。一方、図2及び他の諸史料には、第一号文書に記載された「北幡」なる郷名及び村名は見い出されない。これについては、「北」を「小」の誤記として、現在の五個荘町の中心部にあたる「小幡」に相当すると理解すべきではないだろうか。いずれにしても、『近江国輿地志略』の記述が鎌倉末期の建部荘の領域としてかなり正確なものであることは、以上の点から十分に理解でき、転じて、五個荘町最南部と八日市市域に相当する他の村名(中・南・北・上日吉・瓦屋寺・浜野・境・八日市場等)が、中分の結果明確にされた日吉社領建部荘の荘域を示すものと判断することができる。図2に示したように、現在も当該地域に日吉社がある。元亨年間の中分

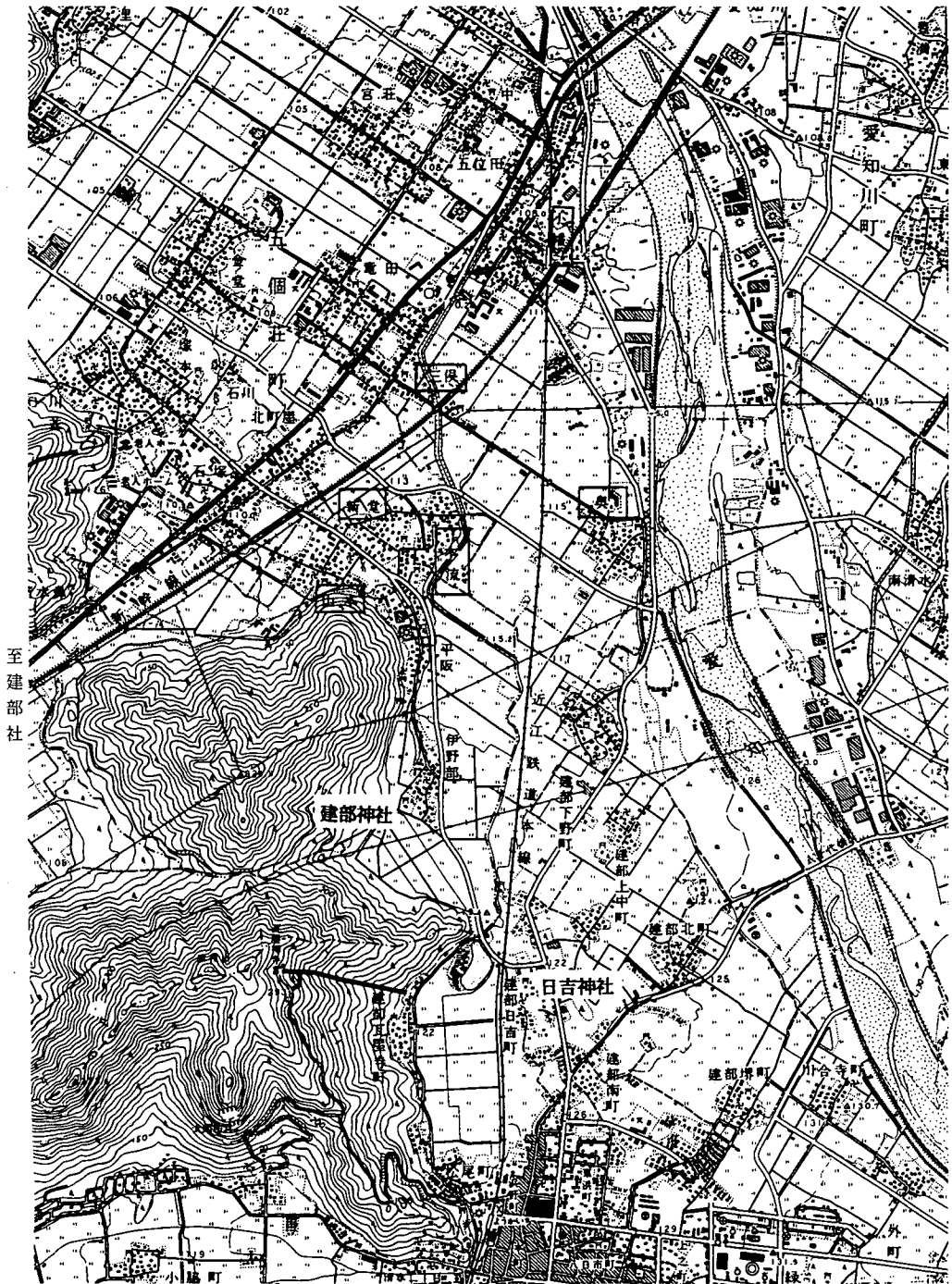


図2 建部荘荘域関連図

本文に直接関係する地名を枠で囲み、現地の建部神社と日吉神社の位置を示した。
(原図は国土地理院2万5千分の1地図「八日市」)

は、建部荘をほぼ南北に分かつものだったのである。

次に、郷名表記以外のものについて検討してみよう。

まず貞包名であるが、結論を述べれば、貞包とは近江国に置かれた大番舎人に由来する名称と考えられる。その根拠となるのが次の史料である。

〔史料D〕

高陽院方舎人当番支配 〔旬番カ〕
潤五月申口〇

〔中略〕

同下旬番

〔中略〕

六月上旬三十五人

末弘十一人

行安四人

友包一人

鶴里十六人 見参七人
不参九人摂津国
〔司妨脱カ〕

貞包三人 見参一人
不参二人近江国司妨

定廿五人 不参十人

〔後略〕

これは陽明文庫所蔵『兵範記』紙背文書所収の高陽院方舎人当番支配状の一部である。「潤五月」とあることから年紀は平治元年（一一五九）と知られるが、ここに「貞包」が見えており、割注の表記は、その居住地が近江国であることを示している。³³ここで先に触れた〔史料A〕

料A〕の内容を想起しよう。建部社の神官・庄司等は、摂政松殿基房に對して社領内に居住する大番舎人の所当對捍を訴えていた。しかしそのような状況の一面は、撰閥家にとっては、近江国建部社領建部荘に居住する大番舎人の奉仕行為が、建部社の社領経営の強い後ろ立てとなっていた近江国司に妨害されることを意味したのであり、それが〔史料D〕における「不参一人近江国司妨」という表現に反映しているのであろう。従って、〔史料A〕に見える莊園は、大治三年（一一二八）という立荘の年次より後のものであることも合わせ考えることで、正に建部荘に相当すると見て良いことになる。建部社にとっての根本社領であっただけに、あえて「建部荘」とは称さなかったのだろう。鎌倉末期に近江国の大番舎人の存在形態がどのようなものであつたかは不詳だが、少なくとも大番舎人に由来する名称を有する所領実態がその時点に残存していた事実は誠に興味深い。³⁴

なお、「寄檢非違使田」はどこかの寺社の寄檢非違使の給田に由来するものであろうが、「上没官領」とともに詳細は不明である。

（三） 月蔵房石見阿闍梨について

ここでは節をあらためて、第一号文書の官宣旨を遵行した第二号文書の近江国宣の宛所にみえる月蔵房石見阿闍梨について検討してみよう。下地の中分を裁定した文書の遵行状の宛所としては、国司なり守護あるいはその代官等がふさわしく思えるが、月蔵房石見阿闍梨はともそのような人物とは考えられない。では一体何者であるか。

実は月蔵房石見阿闍梨に関しては、すでにいくつかの研究があり、「称名寺と関わり深い京都にある坊で蔵をもっていたもの」とみられる⁽³⁶⁾」

「京都での貞蹟の拠点の一つとなっていた」京都の替銭屋であったことが確かめられている。すなわち、第一号文書による中分裁定は、金融に關与する人物に伝達されるべきものであったのである。その点を確認した上であらためて第一号文書の内容を読み直すと、裁定内容の實質に相当する宗辨解状の要求が、中分そのものではなく、実は、前年の中分裁定を前提に、建部社の求める財源を用途別に各領域に特定させるものであったことが注目される。年貢用途の徴収と納入の実務にあたる月蔵房石見阿闍梨のごとき人物が認識しなくてはならない内容を含んでいた故に、官宣旨は彼に対して伝達されたのであろう⁽³⁸⁾。

(四) 建部社の歴史における元亨年間の意味

次に、建部社の歴史における元亨年間という段階の持つ意味を考えてみたい。

ここまで詳述したごとく、建部社をめぐる日吉社との長期の争論に苦慮してきた建部社は、元亨三年という段階で既得権の確保に一応の成功を収めることができた。この時期はいわゆる後醍醐前期親政期という政治史段階にあたるが、これは決して偶然の事柄ではないと考えられる。まず提示したいのは、後の建武政権期において後醍醐の政治基調の一つとして存在した諸国一宮・二宮の保護及び統制の志向が⁽³⁹⁾、すでに前期親政段階で表れていたのではないかという推測である。ここで、

建部社の置かれた状況を考える上で、極めて示唆に富む一つの史料を示したい。

〔史料E〕

歎喜寿院所司等勅言上

副進

一通 東寺公文請文案 正安三年四月廿三日

右、(若狭国太良庄)当庄役寺用者、正安重、被_レ經_二沙汰_一之時、以_二和与儀_一、東寺所下、公文所_レ出_二請文_一也、此上者、不_レ可_レ有_二子細_一処、年々無沙汰也、所_レ相_二積_一米式百余石也、当院家御興行之最中、限_二当庄役_一、不_レ可_レ有_二懈怠者_一也、所詮、且任_二一同之例_一、且依_二宣旨_一、被_レ付_二庄務於_一当院家、云々未済、云々向後寺役、欲_レ被_レ全_二其勳_一、於_二東寺寺用者_一、自_二当院家_一、随_二到来_一可_レ弁進_二者也_一、仍言上如_二件_一、

元亨三年三月 日

この文書は、若狭国太良庄の本院歎喜寿院が、同荘園の庄務権の付与を求めた申状⁽⁴⁰⁾である。同荘は、建保四年(一一二六)、後鳥羽院生母七条院藤原殖子の建立した歎喜寿院を本院として成立したが、仁治元年(一一四〇)に東寺が領家として庄務権を保有することとなった。歎喜寿院は東寺に納められた年貢の十二分の一を本院得分としていたが、その得分納入すら東寺側によって難渋させられるという事態が続いていた。ところがこの申状は、そのような状況を一転させ、庄務権そのものの保有を求めるといふ極めて異様な内容を持つものであった。歎喜寿院のこの強行な態度は、文言中にあるごとく、後醍醐天皇の宣

旨と「一同之例」の存在、そして歎喜寿院興行の展開という状況を背景とするものであった。少なくとも歎喜寿院の所司等は、後醍醐にとつて、皇統に深い関わりを持つ歎喜寿院の名家の立場を名実ともに強固なものとするには焦眉の課題であるはずだと確信して〔史料E〕の申状の提出を行ったのであろう。

以上のような歎喜寿院の事例によせて、あらためて確認したいのは、後醍醐の領導する朝廷から建部社を利用する判決を導き出した立役者が、本章第二節第五項で見たように、後鳥羽院と極めて深い縁を持つ宗舜という人物であった点である。これもまた単なる偶然ではなかったろう。後醍醐にとって後鳥羽が特別の存在であったことは想像に難くない。前掲の『神祿年録』によれば、承久の乱において建部社は後鳥羽院方についたと見られる。天皇家の血統の正当性に執着を持つ後醍醐を動かすべき宗舜の「器量」こそが建部社の依拠するものだったのだらう。

以上はむろん一つの想定にすぎないが、第一・二号文書の内容が、後醍醐前期親政の政策展開究明にとつても極めて示唆に富むものであることは指摘しておきたい。

四 第三号く第六号文書の内容

(一) 第三号・第四号文書について

第三号文書は、貞治元年（一二六二）十一月二日に勢多祢宜氏清へ与えられた建部下荘に関する論旨を召し返すことを円春法印に伝えた

後光厳天皇論旨案で、第四号文書はその遵行を近江国守護佐々木氏頼に命じた將軍足利義詮御内書案である。建部社領建部下荘の地下進止をめぐる何らかの争論を反映したものであろうが、「勢多祢宜氏清」〔円春法印〕いずれも系譜関係が判明せず、詳細は現在のところ明らかにできない。

(二) 第五号・第六号文書について

第五号文書は、保司宗舜と建部社社司との間で取り交わされた荘務に関する契状である。その内容からは、①元亨年間の中分時に神用分の保司請負額が二百石と定められたが、斗代が増額された建武三年（一二三二）の段階で、三百石を「三方」より納め、内一割の三十石を「庄家」に留保する、②所務検断は従来通り保司の沙汰とする、③社家と保司に分かれて保持されている公驗文書は、必要に応じて提出する、以上三点の確認がなされたことが読み取れる。

第六号文書は、貞治四年（一二六五）の社司・保司の間で、神用分三百石・造営用途分百石・「御油万石人夫以下」についての請負内容を確認したものである。「此両三年雖及不慮之訴陳、為社頭興行一成一和儀」とあるごとく、貞治年間に入ってから荘務をめぐる社司と保司の間の相論が発生し、その結果下された和与の勅裁にもとづいてこのような契状が取り交された事情が読み取れる。

五 南北朝・室町期の建部荘と文書伝来の背景

(一) 南北朝・室町期の建部荘

まとまった史料が全くないといっても過言ではなかった中世前期の建部荘に対し、中世後期の建部荘についてはこれまでいいくつかの事柄が知られていた。本章では、それらと『紙背文書』によって得られた新知見の関連を若干考察してみよう。

室町期に入ると、天龍寺関係の文書に建部荘の名が多く見られるようになる。管見では、至徳四年（一三八七）閏五月二十一日の天龍寺土貢注文⁴³の中に建部下荘保司方から錢三二貫二三〇文の得分が見えるのが、天龍寺と建部荘の関わりを示す最も早い例である。おそらくは、南北朝期のある時点で、室町將軍家より建部社領建部荘の保司請負分の一部の天龍寺への寄進がなされたのであろう。その後天龍寺は、かつての日吉社同様に得分権の存在を契機とする建部荘荘務への介入を行い、建部社及び今やその援護者の立場に転じた日吉社との争論を引き起こし、正長元年（一四二八）には、天龍寺の建部下荘保司方荘官が山門公人と結託した建部社神官によって追放される事件が発生している⁴⁴。また永享四年（一四三二）には、前年から続く建部社称宣と天龍寺雑掌の間の建部荘争論に関して、所務を「中に置き」天龍寺方の段銭賦課を停止するべき旨近江国守護に伝える室町幕府奉行人連署奉書が発せられている⁴⁵。

(二) 文書作成の契機

紙背文書の内容検討と南北朝・室町期の建部荘に関する従来からの知見を総合することで、紙背文書伝来の事情が一定程度判明するようになる。すなわち、この文書群は、南北朝後期に発生した建部下荘保司方の荘務をめぐる天龍寺と建部社（さらにはこれを支援する日吉社？）の間の争論の過程で、建部社側が提出した具書案だったのでなかったか⁴⁶。そして、その提出先は広橋兼宣の父仲光だったと推定したい。仲光はいわゆる「武家伝奏」の一人で、「義満家礼之仁」と称された人物である⁴⁷。天龍寺を一方当事者とする訴訟は將軍義満の裁定を仰ぐこととなり、関連文書は義満側近の一人広橋仲光の手に寄せられ⁴⁸、後に子の兼宣がそれを料紙として改元関係の先例を書き止めたという事情を、文書群成立の契機と考えたい。

むすびにかえて

以上、従来ほとんど実像が知られなかった中世前期の近江国一宮建部社とその根本所領に関する貴重な紙背文書の内容を紹介し、若干の史料批判を試みた。その結果、伝統的社格を保持しつつも、同じ国に巨大権門日吉社を有する近江国一宮固有の特質を、古代から中世前期の具体的歴史展開の中でかなりの程度明らかにできたのではないかと考える。建部社は、従来の一宮の類型区分の中では一応国衙依存型に属することとなる⁴⁹が、畿内に接する地にして交通の要衝にあたり、朝廷財政の重要な基盤であった近江国の一宮の存在は大変ユニークな

ものといえよう。律令国家にとっての特殊な意味、鎌倉幕府守護制度史における独特な展開等々、近江国の地域史の問題ともあわせて、今後の中世一宮制研究の中で建部社の歴史はさらに深く研究されるべき必要がある。本稿の拙い史料紹介と考察が、そのための一助となれば幸いである。

〔註〕

(1) 一九八七年(昭和六十二)に東京大学史料編纂所が古書店より購入したもので、一九九〇年(平成二)六月二十一日に行なわれた同所所内展示会で出展された。

(2) 五紙張継で、各紙の法量は、勅文の書かれた側を表として次の通り。

第一紙 縦31・0cm×横47・9cm

第二紙 縦31・1cm×横48・2cm

第三紙 縦31・0cm×横48・6cm

第四紙 縦31・0cm×横48・5cm

第五紙 縦31・0cm×横43・9cm

紙背文書の首部は、第五紙の奥裏に当たる。

筆者が原本調査をした段階(一九九八年十一月二十七日)では、修補済で軸装して卷子本とされているが、未入架である。閲覧に際しては、東京大学史料編纂所の岡田隆夫氏の手を煩わせた。記して、謝意を表する。

(3) 史料集本。

(4) 国立歴史民俗博物館所蔵『広橋家記録』における同種の勅文紙背文書を紹介したものとして、榎原雅治「広橋家旧蔵『永徳度革命諸道勅文』紙背文書について」(『日本歴史』四九七、一九八七年)がある。

(5) いずれも案文であり、紙継目の状況からも、これらが具書案のごときものであることが推察できる。

(6) 以上、『国史大辞典』「建部大社」の項・式内社調査会編『式内社調査報告第十二巻 東山道一』(皇学館大学出版部、一九八一年)「近江国建部神社」の項(いずれも宇野茂樹氏の執筆)などによる。

(7) 永正七年(一五一〇)に成立した社記で、『建部神社史料』(建部神社社務所、一九四二年)に収められている。

(8) 『平安遺文』三三五八号。

(9) 『平安遺文』四八一八号。

(10) 『鎌倉遺文』一四六号。

(11) 『大日本地誌大系四〇 近江国輿地志略第二巻』(雄山閣、一九七一年)一六二頁。

(12) たとえば『国史大辞典』の「建部荘」の項(畑井弘氏執筆)では「立荘の経緯や沿革は不明」とされている。

(13) 一九九二年刊。第三編第二章第二項「建部荘の郷々」(野高宏之氏執筆)の叙述の中で、「紙背文書」が用いられている。

(14) 後述するように、元永年間(一一八〇―一一九〇)に近江国司による検田の記事が見えることによるもの。

(15) 『五箇荘町史第三巻 史料編一』には未収である。

(16) 註(13)四六二頁に見える見解。

(17) 註(6)参照。

(18) 『続日本紀』宝龜七年(七七六)四月己巳(十二日)条。

(19) 川原秀夫「国司の神社行政」(林陸郎・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭祀』雄山閣、一九九六年)及び小倉慈司「八〇九世紀における地方神社行政の展開」(『史学雑誌』一〇三―一三、一九九四年)などを参照。

(20) 『公卿補任』天治元年(一一二四)条。

(21) 『公卿補任』天治元年(一一二四)条。

(22) 『中右記』元永二年(一一一九)七月三十日条。

(23) 「壬生文書」大治二年(一一二七)五月十九日太政官符(『平安遺文』補三〇一号)・『勘仲記』弘安十年(一一八七)七月十三日条。

- (24) 『神道大系神社編二十三 日吉』所収。
- (25) 「史料B」については、高橋慎一朗「中世日本における軍勢寄宿について」『歴史学研究』六六二、一九九四年)を参照。
- (26) 東京大学史料編纂所蔵謄写本による。
- (27) 成仲については「蓬左文庫所蔵金沢文庫本齊民要術裏文書」年月日欠若狭国前河莊事書(『鎌倉遺文』一一六〇三号)、成久については元応元年十月日「近江比叡社社領注進状」(『統群書類従』神祇部所収)のような史料から、日吉社の社領形成に深く関わったことが知られる。
- (28) 「青蓮院文書」正和三年(一二三四)八月七日伏見上皇書状(『鎌倉遺文』二五一九五号)。「鎌倉遺文」が鳥羽上庄に「山城紀伊郡」と傍注を加えているのは誤り。
- (29) 平岡豊「後鳥羽院西面について」(『日本史研究』三二六、一九八八年)五〇頁。
- (30) 「尊卑分脈」(花山源氏)には、神祇伯業資王の子として、園城寺僧で権少僧都となった「宗舜」が見える。同史料注記によれば、彼の本名は覚信で藤原資宗の養子となり、母は中納言葉室宗行の女子であった。宗行は承久の乱後に後鳥羽院方張本公卿として刑死した人物であり、後醍醐との縁故を考える上で、大いに気になるところである。別人であるのか、あるいは何らかの形で「史料C」との整合的理解が可能であるのかについては、今後の検討課題としたい。
- (31) 註(11)に同じ。
- (32) 「天龍寺文書」応永二十八年(一四二二)五月十日建部莊保司方百姓起請文(『五箇莊町史第三卷 史料編一』七十号文書)など。
- (33) 「陽明文庫所蔵兵範記紙背文書」平治元年(一一五九)高陽院方舎人当番支配状(『平安遺文』二九八四号)。
- (34) この他、撰関家大番舎人としての貞包の活動は「香取大祇宜家文書」保元元年(一一五六)十月日(『平安遺文』二八五六号)などの史料に見え、また貞包が清原姓であったことは、「陽明文庫所蔵兵範記紙背文書」長寛二年(一一六三)八月日清原貞包解(『平安遺文』三三〇六号)より知られる。貞包については、井原今朝男「撰関家政所下文の研究」(同氏著『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年)を参照。
- (35) 以上、貞包をめぐる考証に関しては、岡田隆夫氏・井原今朝男氏の御教示を得た。
- (36) 福島金治「金沢称名寺領加賀国輕海郷について」(川添昭二編『日本中世史論攷』文献出版、一九八七年)二五七頁。
- (37) 同前。なお、月蔵坊については、井原今朝男「幕府・鎌倉府の流通經濟政策と年貢輸送」(永原慶二編『中世の発見』吉川弘文館、一九九三年)をも参照。
- (38) むろん、国司方・守護方への官宣旨の伝達もなされた可能性は高い。
- (39) 黒田俊雄「建武政権の宗教政策」(黒田俊雄著作集第七卷 変革期の思想と文化)法蔵館、一九九五年)。
- (40) 「東寺百合文書」元亨三年(一二三三)三月日歎喜寿院所司申状(『鎌倉遺文』二八三六七号、なお同書の引用史料名には誤りがある)。同史料をめぐるのは、高橋慎一朗氏の御教示を得た。
- (41) 後醍醐天皇前期親政期における「一同」の法規範の問題については、上杉和彦「鎌倉期役夫工米の賦課と免除」(『史学雑誌』一〇四—一〇、一九九五年)を参照。
- (42) 註(13)論考四六四頁に「建武元年(一一三三、四)には神用として米二〇〇石を保司方から社司方に渡すことになった」(傍点引用者)という記述が見られるが、これは「当元亨折中之時」の部分(『当元亨折中之時』と読んだことからなされた記述ではないかと思われる。しかし、建武三年時の文書中で建武元年を指す場合の文言は「去元年」が自然であろうし、そもそも字体からして無理な読みであろう。文書群の内容から、中分(「折中」)は元亨三年時のものと考えて問題はない。
- (43) 「天龍寺文書」(東京大学史料編纂所影写本)至徳四年(一二三七)閏五月二十一日天龍寺土貢注文案。

- (44) 「天龍寺文書」正長元年(一四二八)九月二十三日沙弥某奉書案(「五箇荘町史第三卷 史料編一」九十二号文書)。
- (45) 「御前落居奉書」永享四年(一四三三)十月十一日室町幕府奉行人連署奉書案(「五箇荘町史第三卷 史料編一」一一二号文書)。
- (46) 第一号文書の中で「宗舜」及び「保司」の語に付された四箇所の朱線は、訴訟審理過程における文書校合作業の痕跡なのではないか。
- (47) 伊藤喜良「応永初期における王朝勢力の動向」(同氏著『日本中世の王権と権威』思文閣出版、一九九三年)。
- (48) 家永遵嗣「室町幕府將軍権力の研究」(東京大学日本史学研究叢書一、一九九五年)一四四頁前後の叙述を参照。
- (49) 網野善彦『日本中世土地制度史の研究』(塙書房、一九九一年)四十三頁を参照。
- (50) 大津透「近江と古代国家」(同氏著『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年)など。
- (51) 鎌倉期の近江国は、長く佐々木氏が国司と守護を兼ねた国として特異な位置にある。
- (52) 最後に、近江国の中世一宮制に関していくつかの点を付記したい。まず近江国一宮が建部社とされた点については、『大日本国一宮記』など諸書に一致が見られ、論社の存在も確認されていない。『紙背文書』第一号文書にも「一宮」の語が見られ、その格式の淵源がさらに明確になったといえよう。問題は、近江国の二宮を日吉社、三宮を多賀社とする理解の存在である。前者はたとえば、岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』(統群書類従刊行会、一九九四年)二〇六―二〇八頁所収の「大神宝奉獻社一覽」表中に明記されており、後者についても、伊藤清郎「郡総鎮守」と領主制(『歴史』四六、一九七四年)などの論考で考察の前提とされている。しかし現在のところ、筆者にはいずれについても史料上の確認を行なうことができていない(近世の神道関係史料などを含めても)。わずかに、註(8)(前掲史料の中で、近江国の神社が列記された部

分の第一番目に建部社があり、第三番目に「田阿大社(＝多賀社)」が記されていることなどが指摘できるが、第二番目が日吉社ではなく、「六座社」となっている(ちなみに第四番目は「小野社」)こととの整合性が説明できない。実は、上記の近江国二宮・三宮に関する認識は、宮地直一「神祇史大系」(明治書院、一九四一年)の巻末付表の記述に見られるもので、これを無批判に受け継いでいるのが現在の認識の実態なのではないか(なお同表には三宮として多賀社と三社を併記している)。さらに憶測をたくましくすれば、日吉社についていえば、東本宮の別称である「二宮」が誤読された可能性さえある(以上、宮地氏の説をめぐっては、岡田荘司氏の御教示を得た)。なお、多賀社については、「犬上東・西郡鎮守」であったことは確実であるが(「多賀大社文書」文永六年十月七日六波羅下知状、『鎌倉遺文』一〇五〇七号)、前掲伊藤論文などで展開された、中世の諸国三宮以下は郡鎮守を組織したものとする議論(海津一朗「鎌倉時代の郡秩序と領主制」『千葉史学』十一、一九八七年、なども参照)の大前提が崩れかねないだけにことは重大である。現在のところ筆者は、建部社の近江国一宮としての位置づけは、必ずしも二宮以下の整然とした序列を意識したものではない、文字通り国内に他に並ぶものなき第一位の神社の格を持つという意味合いのものと理解している。日吉社にとってみても、すでに二十二社の一つという高い社格を持ち、強大な勢力基盤を独自に有していた以上、ことさらに近江国の一宮の地位をめぐる建部社に対抗する必要はなかったのではないか。

〔付記〕

本稿は、一九九六年十月六日に大分県立図書館で行なわれた第六回中世諸国一宮制研究会における口頭発表、及び一九九八年三月二十四日に行なわれた東京大学史料編纂所第三七回研究会における口頭発表の内容を元にして、いずれも出席者より貴重な御教示・御助言を得た。本文中で明記した方々とも合わせ、記して謝意を表したい。

(一九九八年十二月十一日受付、一九九八年十二月十一日受理)

The Tatebe shrine (the Ichinomiya in the Ōmi province)
in the first half of the medieval ages

UESUGI Kazuhiko

The historiographical Institute of the University of Tokyo (Tokyo daigaku shiryō hensan-jo) possesses the documents on the Tatebe shrine (the Ichinomiya in the Ōmi province) in the ancient times and the first half of the medieval ages. The purpose of this article is to introduce and study the contents. As a result of the consideration, The author indicated the peculiarity of the Tatebe shrine, that had been oppressed by the Hiyoshi shrine for a long time in spite of the high status as the Ichinomiya in the Ōmi province.

Keywords: Tatebe shrine, Hiyoshi shrine, Ōmi province, Ichinomiya system in the medieval times